

# 下 請 通 知 書

年 月 日

契約担当者

三豊市長 山下 昭史 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、三豊市工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、通知します。

## 1 工事名等

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	

## 2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者 氏名	下請負代金 額(円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任 技術者名
合 計						

(注意)

1 下請負契約を行う場合は、下記事項に留意すること。

- (1) 下請負代金の額が500万円以上(建築の場合は1,500万円以上の工事又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事)の工事にあっては、建設業法第26条の2の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 三豊市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止中の者は、市工事の下請負人にはなれないこと。
- (3) 建設業法第22条の規定により、一括下請負は禁止されていること。
- (4) 元請工事における下請代金額の合計が4,500万円以上(建築の場合は7,000万円以上)の場合は、特定建設業の許可を取得していること。
- (5) 下請工事であっても、請負代金額が4,000万円以上(建築の場合は8,000万円以上)の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。

2 下請通知書は必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合には、元請負者に通知のあった写しも提出すること。

ただし、下請負施工が予定されているが、内容が未定の場合には「2 下請負契約の工事内容」欄に「未定」とし、予定種別を記載して提出すること。また、下請負施工しない場合にあつては、「該当なし」と記載して提出することとする。

3 工事内容欄については、種別名、数量を記載する。なお、下請負工事の内容を明確にするため、種別、数量を明示した図面を添付すること。ただし、添付図面については、小額工事等で契約担当者が不要と認めた場合は提出しなくてよい。

4 下請負契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。

5 建設業法第19条に基づく下請負契約書(二次以降も含む)を添付すること。

6 記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2ページとなってもよい。

7 下請負人が香川県外に本店を有する者である場合は、その理由を記載した理由書(任意様式)を添付すること。